

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「別表第二」を「法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置を採つたときは、別表第二により算定した額とし、同号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置を採つたときは、別表第三」に改める。

別表第二中「被措置児童及び」を「措置児童及び」に改め、「20歳以上の入所

C ₁	A階層並びにB ₁ 及びB ₂ 階層を除き前年分所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割
		等割のみ課税)
D ₁	A階層並びにB ₁ 及びB ₂ 階層を除き前年分所得税非課税世帯の年額が次の額であるもの	15,000円以下
D ₂		15,001円以上 40,
D ₃		40,001円以上 70,
D ₄		70,001円以上 183,
D ₅		183,001円以上 403,
D ₆		403,001円以上 703,
D ₇		703,001円以上 1,078,
D ₈		1,078,001円以上 1,632,
D ₉		1,632,001円以上 2,303,
D ₁₀		2,303,001円以上 3,117,
D ₁₁		3,117,001円以上 4,173,
D ₁₂		4,173,001円以上 5,334,

者の世帯」を別表第三

D ₁₃	5,334,001 円以上	6,674
D ₁₄	6,674,001 円以上	

非課税(均)	C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、そ 町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯	
課税	D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、そ 町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯	9,000 円以下
	D ₂		9,001 円以上 27,000 円
	D ₃		27,001 円以上 57,000 円
000 円以下	D ₄		57,001 円以上 93,000 円
000 円以下	D ₅		93,001 円以上 177,300 円
000 円以下	D ₆		177,301 円以上 258,100 円
000 円以下	D ₇		258,101 円以上 348,100 円
000 円以下	D ₈		348,101 円以上 456,100 円
000 円以下	D ₉		456,101 円以上 583,200 円
000 円以下	D ₁₀		583,201 円以上 704,000 円
000 円以下	D ₁₁		704,001 円以上 852,000 円
000 円以下	D ₁₂		852,001 円以上 1,044,000 円
000 円以下	D ₁₃		1,044,001 円以上 1,225,500 円
000 円以下	D ₁₄		1,225,501 円以上 1,426,500 円
000 円以下	D ₁₅		1,426,501 円以上

社

の市
)

害児入所施設」及び「肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関」並びに「同様の標準中の各項目の合計標準」の範囲である。

- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

同標準中の標準中の「平成18年10月1日以降において」並びに「第21条の5の3第1項」や「第21条の5の2」並びに「なお、法第24条の2の規定により障害児施設に入所している児童等に係る費用徴収基準月額は、平成18年10月1日前のこの規則に基づく費用徴収基準月額とする。」及び「別に知事が定める軽減措置適用後の」並びに「並びに」の各「法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は」並びに「同様の標準中の各項目の合計標準」の範囲である。

- 7 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収基準月額は0円とする。

同標準中の標準中の「C₁又はC₂階層」や「C階層」並びに「D₁階層のうち所得税の額が8,400円」や「D₁又はD₂階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円」並びに「同様の標準中の「その被措置児童に係る」や「その措置児童に係る」並びに」（その被措置児童が別表第3により徴収を受ける場合には、当該被措置児童に係る費用徴収基準月額を控除した残額）」並びに「5」や「6」並びに「同様の標準中の「D₁₄階層」や「D₁₅階層」並びに「D₁階層（所得税の額が8,400円）や「D₁又はD₂階層（市町村民税所得割の額が19,000円）」に改め、同表の備考1及び2を削る。

別表に次の一表を加える。

別表第 3 (第 29 条関係)

費用徴収基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		費用徴収 基準月額	
		入所施設	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	
B ₁	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	単身世帯 母子世帯等 在宅障害児（者）のいる世帯 その他の世帯	0 円
		B ₁ 階層を除く世帯	1, 100 円
C	A階層を除き当該年度の市町村住民税の課税世帯であつて、その市町村住民税の額が均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	2, 200 円	
D ₁ D ₂ D ₃ D ₄ D ₅ D ₆ D ₇ D ₈ D ₉ D ₁₀ D ₁₁ D ₁₂ D ₁₃ D ₁₄ D ₁₅	A階層及びC階層を除き当該年度の市町村住民税の課税世帯であつて、その市町村住民税の額の区分に該当する世帯	1 円以上 12, 000 円以下	3, 300 円
		12, 001 円以上 30, 000 円以下	4, 500 円
		30, 001 円以上 60, 000 円以下	6, 700 円
		60, 001 円以上 96, 000 円以下	9, 300 円
		96, 001 円以上 189, 000 円以下	14, 500 円
		189, 001 円以下 277, 000 円以下	20, 600 円
		277, 001 円以上 348, 000 円以下	27, 100 円
		348, 001 円以上 465, 000 円以下	34, 300 円
		465, 001 円以上 594, 000 円以下	42, 500 円
		594, 001 円以上 716, 000 円以下	51, 400 円
		716, 001 円以上 864, 000 円以下	61, 200 円
		864, 001 円以上 1, 056, 000 円以下	71, 900 円
		1, 056, 001 円以上 1, 238, 000 円以下	83, 300 円
		1, 238, 001 円以上 1, 439, 000 円以下	95, 600 円
		1, 439, 001 円以上	99, 000 円

備考 1 上表の C 階層における「均等割」とは、地方税法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、同階層及び D₁～D₁₅ 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村住民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の

額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この表において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この表において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 上表における「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。

4 上表のB₁階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）」のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう。

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

(3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までの障害福祉サービスに限る。）の受給者又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受

けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児

エ 国民年金法に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による知事が認定した世帯をいう。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の費用徴収基準月額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の上表の費用徴収基準月額に10分の1を乗じて得た額をもつてその児童等の費用徴収基準月額とする。

ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る費用徴収基準月額については、「入所施設に係る費用徴収基準月額＋入所施設に係る費用徴収基準月額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額(当該世帯における施設入所児童について、費用徴収基準月額が日割り又は通所施設に係る費用徴収基準月額である場合は、当該世帯における施設入所児童の費用徴収基準月額の合算額に2を乗じて得た額を当該世帯に係る上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下この表において同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を2で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を入所施設に係る費用徴収基準月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯に係る上限額を上回る場合は、入所施設に係る費用徴収基準月額は0円とする。

- 6 費用徴収基準月額が、その月におけるその措置児童に係る措置費又は入所世帯に係る措置費等の支弁額を超える場合には、上表及び5にかかわらず、当該支弁額とする。
- 7 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しない。
- 8 B₂階層と認定された世帯に属する措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、7と同様とする。

様式第一号の二及び様式第一号の三中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削る。

様式第一号の四から様式第一号の六までの規定中「(印)」を削る。

様式第一号の七から様式第一号の十一までの規定中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削る。

様式第二号中「(印)又は記名押印)」を削る。

様式第四号中「(印)」を削る。

様式第六号中「(印)又は記名押印)」を削る。

様式第七号中「(印)」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第八号の三から様式第八号の五までの規定中「(印)」を削る。

本年度 分 市町 村民 税	前年 分 所得 税
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無
有・無	有・無

様式第九号中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削り、

本 年 度 分 市 町 村 民 税
有・無
有・無
有・無
有・無

を
に改め、同様式の注意4中「所得税等」を「市町村民税等」

に改める。

様式第十号中「(印)又は記名押印)」及び「(印)」を削り、同様式の注意5中「所

「給付金」を「市町村民税等」に改める。

様式第二十二号から様式第二十四号までの規定中「印」を削る。

様式第三十二号、様式第三十五号及び様式第三十六号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第三十九号の三、様式第三十九号の六から様式第三十九号の八まで、様式第三十九号の十、様式第三十九号の十一及び様式第三十九号の十四中「印」を削る。

様式第三十九号の十五中「(田圃又は記名押印)」を削り、同様式の注意4中「所得税等」を「市町村民税等」に改める。

様式第四十号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十一号から様式第四十三号まで及び様式第四十六号中「おひ先」を「宛先」に改め、「印」を削る。

様式第四十八号中「(田圃又は記名押印)」を削る。

所得税	課税	・	非課税
市町村民税	所得割課税	・	均等割課税
医療保険	有・無(種類)		

を

様式第五十七号中

市町村民税	所得割課税	・	均等割課税	・	非課税
医療保険	有・無(種類)				

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号の二から様式第一号の十一まで、様式第二号、様式第四号、様式第六号、様式第七号及び様式第八号の三から様式第八号の五までの改正規定、様式第九号の改正規定(「(田圃又は記名押印)」及び「印」を削る部分に限る。)、様式第十号の改正規定(「(田圃又は記名押印)」及び「印」を削る部分に限る。)、様式第二十二号から様式第二十四号まで、様式第三十二号、様式第三十五号、様式第三十六号、様式第三十九号の三、様式第三十九号の六から様式第三十九号の八まで、様式第三十九号の十、様式第三十九号の十一及び様式第三十九号の十四の改正規定、様式第三十九号の十五の改正規定(「(田圃又は記名押印)」を削る部分に限る。)並びに様式第四十号から様式第四十三号まで、様式第四十六号及び様式第四十八号の改

正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の助産の実施、母子保護の実施、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第三の規定は、施行日以後の法第二十七条第一項第三号（障害児入所施設に係る部分に限る。）又は同条第二項に規定する措置に要する費用の徴収から適用する。

4 この規則の施行の際現に障害児入所施設又は法第二十七条第二項に規定する指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している本人又はその扶養義務者のうち、改正後の別表第三の規定により算出した費用徴収基準月額が改正前の別表第二の規定により算出した費用徴収基準月額を上回るものに係る費用徴収基準月額については、なお従前の例による。